

いしかわ事業者版環境ISO  
環境行動計画書

# I. 計画の策定 (Plan)

## 1. 環境方針の作成

経営者は、環境経営に関する方針（環境方針）を以下に定め、誓約し、全社員に周知する。

### — 基本理念 —

## 未来のための建設活動

我々小川建設株式会社は、開発行為を行う事で地域貢献し、建設業としての役割を全うしてきました。

今後、新しい時代の価値観を創出し、【地球環境と調和できる建設業の在り方】を探求します。

平成25年 11月30日

代表取締役社長 小川 廣行

### — 行動指針 —

当社は、環境に影響を与えると考えられる活動を次のとおり定めるものとする。

#### (1) エネルギーの消費抑制

全社員は、建設活動が常にエネルギーを消費しながら二酸化炭素を排出し、地球温暖化の原因に結びつく事を理解し、消費抑制に繋げる。

#### (2) 資源循環の促進

全社員は、資源が限りあるものだという事を理解し、再利用化に協力する。

#### (3) 地球環境の保全

全社員は、建設業を通じ、地球環境の保全のため何ができるかという事を探求する。

---

#### 4. 環境目標及び環境活動計画の策定

##### — 具体的な環境目標 —

当社は、環境負荷の現状を基に過去3年の平均値を基準値とし、今後の2年間の目標値を以下に定める事とする。

※売上高当たり排出量（購入量）基準値より1%削減を今後2年間の目標とする。

##### ※産業廃棄物について

排出量の記録は行い管理する事とするが、削減率については目標が定め難いため対象としない事とする。

また、リサイクル率については建設リサイクル法（本環境レポート,8.関係法令・規則（5）参照）の定めにより100%行っているためこれも目標対象としない事とする。

##### ※一般ごみについて

今後2年間、集計表を用いて現状を把握し、後の2年間の削減対象とする。

---

---

— 具体的な環境活動計画 —

当社は、環境負荷低減のため掲げた環境活動を実践するため、今後の具体的な活動を以下の通り示す。

また、『チェック表1～6』を用いて、毎年6月に現状の確認を行う事とする。

(1) エネルギーの消費抑制

- a. 運転車両、重機建設機械の停車中は、エンジンを切りエコドライブを心掛ける。  
【各車両、重機に掲示する事により運転者の注意を促す。】
- b. 運転車両のタイヤの空気圧をチェックする事により、燃費基準を上げる。  
【各車両、月1度チェックした事を確認するよう掲示する。】
- c. ふんわりアクセル「eスタート」を心掛ける  
【各車両、重機に掲示する事により運転者の注意を促す。】
- d. 重機の始業前点検を励行し、整備不良による燃料の浪費を抑制する。
- e. エアコンの設定温度をチェックする。  
【適正温度（夏季27℃、冬季21℃）をスイッチ横に掲示する。】
- f. エアコンの無駄な運転を停止する事により、冷暖房のエネルギー削減に努める。  
【留守時の運転停止を注意するようスイッチ横に掲示する。】
- g. OA機器の節電機能を活用する。
- h. 使用していない電気器具の主電源を切り、待機電力を削減する。
- i. 照明の適正化、昼光の利用、スイッチの適正管理を積極的に行う。
- j. 水道の蛇口をこまめに閉める事により、無駄なエネルギーの消費抑制に努める。  
【4項で定めた基準値以下となるよう目標とする。】

(2) 資源循環の促進

- a. グリーン購入を積極的に行う。  
【グリーン購入の履歴を記録する事で管理する。】
  - b. 裏紙の使用を積極的に行う事で資源の無駄使いを無くす。  
【コピー紙の購入数量を記録する事で全社員が裏紙使用を意識する。】
  - c. コンクリート殻、アスファルト殻を再資源化施設に搬出する事により、リサイクル化に協力する。  
【廃棄物処理法、建設リサイクル法により定められており、原則産業廃棄物管理表（マニフェスト）を用い管理する。】
  - d. ゴミの分別を徹底し、リサイクル化に協力する。  
【各々ゴミ箱を用意し、種別、注意事項を掲示する事より使用者の注意を促す。】
-

---

**(3) 地球環境の保全**

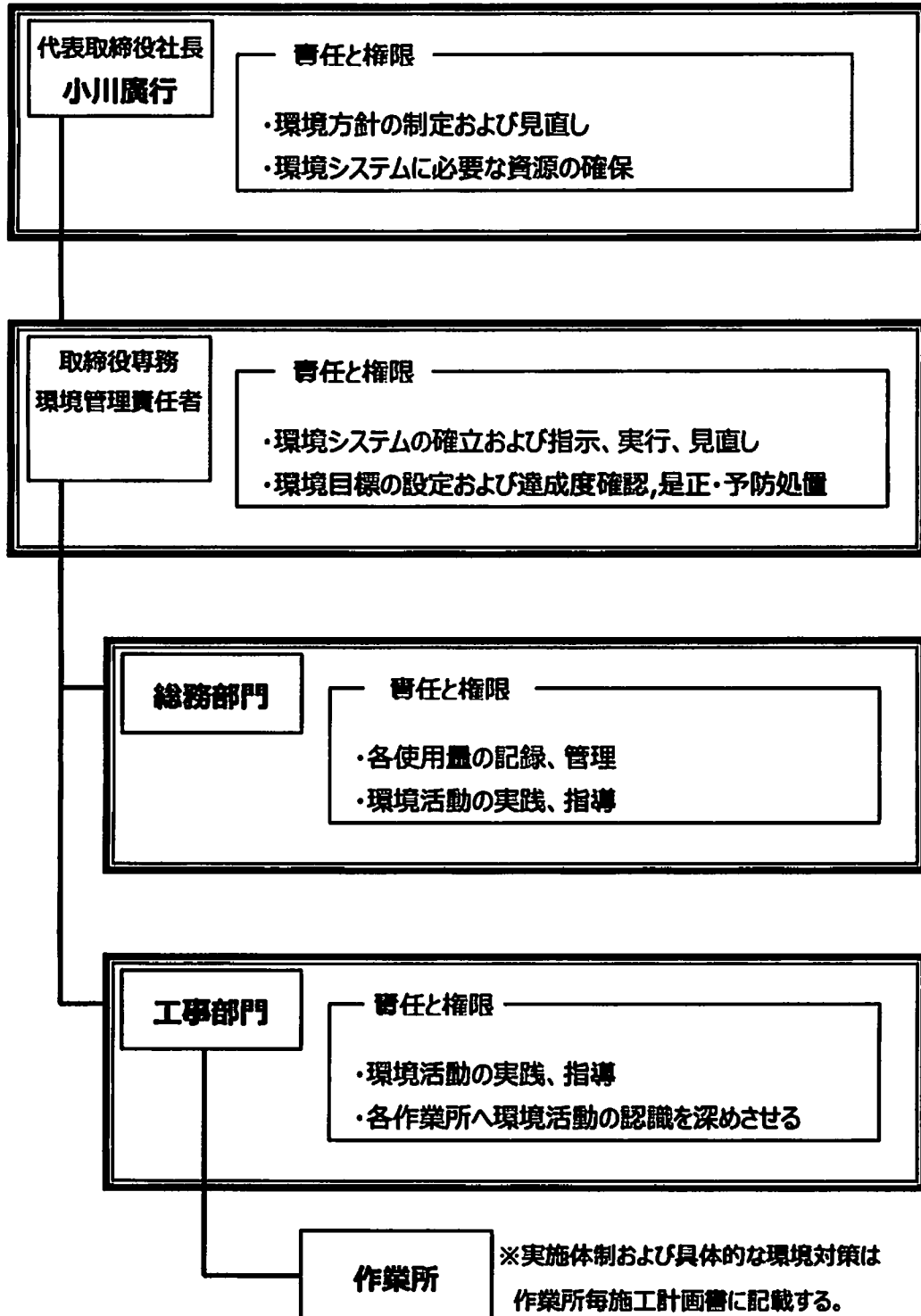
- a. 地域環境保全のためのボランティアに積極的に参加、協力する。
- b. 顧客へ、環境保全のための提案を積極的に行う。
- c. 環境保全のための取り組みを積極的にアピールし、多くの人に理解してもらえるよう努力する。

## II. 計画の実施体制

### 5. 実施体制

経営者は、環境への取組を実施するための体制を以下図のように構築し、環境管理責任者を任命する。

また、実施体制および責任と権限について全社員に周知する。



---

## 6. 教育・訓練の実施

### － 全社教育・訓練 －

環境管理責任者は、全社員に対し環境行動計画書制定時・改定時毎および必要に応じて教育・訓練を実施し、環境問題の現状や環境経営の意味を周知徹底する。

また、当社における環境負荷の現状を月例会議にて報告し、環境目標の達成に向けての行動を確認、必要な場合再教育する。

### － 各作業所教育・訓練 －

各作業所に従事する作業者の教育・訓練については、現場代理人が主となり月例教育・訓練および新規入場者教育にて行う。

## 7. 環境コミュニケーション

当社は、環境への取組状況を積極的に情報公開する。

また、環境管理責任者は、外部からの環境に関する苦情、要望等に対して誠実に対応する。

作業所については、現場代理人が責任者となり、地域住民との積極的な対話、現場周辺の清掃等を行い環境コミュニケーションを図る。

なお、本社および作業所にて外部（周辺住民、顧客等）からの苦情や要望があった場合『顧客クレーム/処置報告書』を用い記録し、是正処置の要否を検討する。

## 8. 実施及び運用

当社は、環境方針、環境目標および環境活動計画を達成するために本行動計画書を用い行動する。

また、作業所においては、個別の具体的な環境事項を施工計画書に記載し、これにより行動する。施工計画書が無い場合は、本行動計画書に順ずる。

---